

令和2年度からの適性診断受診助成利用の注意について

1 自動車事故対策機構の「ナスバネット方式」を導入し自社において適性診断を行う場合

事前に協会と「覚書」を交わすこと。また、当該「覚書」の写しを受診票とともに自動車事故対策機構へ提示することを条件として助成対象となります。

2 自動車事故対策機構の「貸出機器」を利用し適性診断を行う場合

事前に協会へ「令和2年度適性診断貸出機器利用助成交付事前申請書」を申請。受領印を受けたものを、貸出機器利用後 受診票1枚とともに自動車事故対策機構へ提出することを条件として助成対象となります。

3 上記1. 2で適性診断する場合

初任診断、適齢診断は令和3年2月28日までにカウンセリングを受けたもののみ助成対象となるので注意すること。